

Title	中世後期における朝廷・公家社会秩序維持のコストについて：拝賀儀礼の分析と朝儀の経済構造
Sub Title	The financial burden of preserving the court and aristocracy in late medieval Japan : analysis of the Haiga ceremony and the economic framework of ceremonial
Author	桃崎, 有一郎(Momosaki, Yuichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2007
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.76, No.1 (2007. 6) ,p.1- 37
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20070600-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世後期における朝廷・公家社会秩序維持のコストについて

—— 拝賀儀礼の分析と朝儀の経済構造 ——

桃崎 有一郎

はじめに

古代以来近世まで、公家社会に恒常的に存在した儀礼の一つに昇進拝賀がある。拝賀は原則として一つの昇進（任官・昇叙や昇殿・牛車乗用等の特権聴許）につき一度行われるのが原則であり、したがって多数の廷臣・官人によって恒常的に昇進が繰り返されるサイクルが重要な秩序を形成した公家社会にあっては、拝賀はある意味で日常的儀礼と位置付ける事が出来よう。また拝賀は上位者の恩恵授与に対する下位者の報謝儀礼という性質をその本質として有していたため、任官・昇叙等の制度的な秩序形成の仕組みとは別個に、個別の人間関係の集積としての社会的秩序を表示・再生産する機能を持っていたと考えられる。⁽¹⁾このように拝賀儀礼が公家社会の秩序

を維持する一つの必須儀礼であったとすると、それにかかる費用は公家社会秩序を維持するのに必要な日常的コストの一部であったという事が出来る。

本稿の目的は、この儀礼に要する費用が個別の廷臣・官人の自己負担であった事実の具体相を跡付ける事であり、いかなる用途のためにどの程度の金額の負担を要したかを明らかにする事である。そして段米・段銭等の国家レベルでの収取や官司領からの収益、また幕府からの進上等の財源に支えられた恒例臨時の朝廷行事とは別の次元で、南北朝・室町期に公家社会を単に維持するだけでどれだけのコストが必要とされたか、またその結果判明する当該社会の高コスト体質・浪費型構造が室町朝朝廷において最終的に何を結果したかを考察したい。

一 未拝賀の常態化と廷臣の経済的困窮

I 室町後期の未拝賀常態化

応仁の乱頃より、朝廷では廷臣が昇進後直ちに行うべき拝賀をせずに放置する傾向が急速に進行する。文明五年^(一四七三)の足利義尚元服・將軍宣下では着座公卿九人のうち権大納言勸修寺教秀・同近衛政家・同徳大寺実淳・権中納言花山院政長・参議飛鳥井雅康の五人の未拝賀が『親長卿記』(以下『親長』)一二月一九日条に特記されたように(彼らの未拝賀は翌年元日条にも記載)、公卿の相当数が未拝賀状態を放置していた。また同七年、二条政嗣の左大臣辞任に伴い右大臣九条政基が左大臣に、内大臣鷹司政平が右大臣に、権大納言近衛政家が内大臣に昇任し、また政基が同時に辞した左大将を権大納言三条公敦が兼ねたが、『親長』三月一〇日条は政基に「大臣大将共未拝賀」、政平に「未拝賀」、政家に「第八重相、未拝賀」、公敦に「大将未拝賀之間也」と注記する。つまり今次の昇進者全員が、しかも大臣・近衛大将という最高位の官にあつてすら前官未拝賀だったのである。四年後の関白九条政基の左大臣上表では後土御門天皇は「三公^(一四六八)転任毎度遂以無拝賀間、上表之儀不可叶」(応仁二年の

任右府・文明七年の転左府でいづれも未拝賀なので辞任は認めない)と勅答しており(『後法興院関白記』へ以下『後法興』)同一一年二月二七日条)、大臣の目に余る未拝賀常態化が天皇の叱責の対象となっていた(政基は同月二四日に左大臣拝賀を遂げ二六日に上表⁽²⁾)。更にその九年後には関白九条政忠が「不及拝賀薨」じて「先例希也」と驚かれ⁽³⁾、関白さえ拝賀出来ないまま死去してしまう事例が現れ始める。

公卿全体に関しては、『宣胤卿記』(以下『宣胤』)文明一二年記冒頭の公卿リストが当時の拝賀遂行率の低さを余すところ無く伝えている。即ち公卿二九人中、実に二五人(八六%)が未拝賀または未着陣で、しかも権大納言三人、参議一人が欠員のまま(同条によれば左右大弁も数年来欠員)という、三年前に終熄した応仁の乱の影響による儀礼中絶・廷臣離散状況が如実に現れている。翌一三年記冒頭のリストによれば同年の大納言延べ一人中三人、中納言延べ一人中四人、参議延べ一人中一人が未拝賀であり、定員割れ解消とともに若干の改善が見られるものの、依然としてそれぞれ数人の未拝賀者がある。この傾向が解消されず後柏原朝まで継続した事は、同朝の永正八年九月一日、小除目に関連して公卿

の拝賀状況を記した『宣胤』同日条に「当時参議八人皆未拝賀也、重相九人闕内四人未拝賀、中納言十人内六人未拝賀八人未着陣」とある（特に参議は全員未拝賀）事から容易に推測される。後土御門・後柏原両朝では公卿の未拝賀が全く常態化していたのである。

昇進後未拝賀である時間も長期化傾向にあった。元来、拝賀は昇進当日か数日以内に遂げるものである。古代鎌倉期までの大部分の実例がそうであったし、『吾妻鏡』寛喜四年三月三日条にはそれを明確に裏付ける記事を見出し得る。同条によれば、鶴岡宮恒例神事の間際になつて將軍頼経の従三位昇叙の報が届いた。そこで急遽参宮を「被准拝賀」れる事となつたが、今日は日次の吉凶は大丈夫か、という議論が起つた。これに対する中原師員と清原季氏の意見と、同書編者の意見（地の文）が以下のように見える。

師員・季氏等申云、拝賀強不選最上吉、今日以神事被為先之日也、有何憚哉云々、因茲治定訖、凡上古当日奏慶、中古三ヶ日中用宜日、殊扱日次者近代之法也、

「拝賀は特に最上の吉日を選ぶものではない」という両人の意見は、彼らが京下りの文筆系官僚であるだけに

説得力がある。そして地の文の「およそ上古は当日に拝賀し、中古になつて昇進後三日の間に比較的よい日を選ぶようになった。殊更に吉日を選ぶのは近年のやり方である」という総括は、管見の限りかかる情報が明記された唯一の史料である点でも、また地の文の筆者の出身を示唆する点でも極めて重要な記事である。

鎌倉前期までは右のようであつたにもかかわらず、室町後期までには一変して、数年に及ぶ未拝賀が珍しくなくなつていた。前述の『宣胤』文明一二年・一三年記冒頭公卿リストでは権大納言庭田雅行・権中納言松木宗綱・同今出川公興・同久我豊通・同飛鳥井雅康・参議冷泉政為らに「未拝賀及数年」と注記がある上、右大臣三条公敦に至つては未拝賀の上に九州在国中で拝賀を遂げる意思が見られない。同一三年の小倉季熙の任参議拝賀について同記同年七月二六日条別記に「去月廿九日拜任、今夜申慶着陣、当時未拝賀及十余年輩有之、就今度之参仕早速也」とあるように、一〇年以上も未拝賀のままの者がいる中で、拜任後一箇月での拝賀・着陣は「早速」の部類に入るものであつた。

拝賀・着陣は公事（恒例・臨時の朝儀・公務）勤仕の必須条件であるから、未拝賀の常態化は必然的に上卿そ

他の勤仕者欠如をもたらしした。文明一一年の改曆上卿について『長興宿禰記』(以下『長興』)一〇月二四日条に「此宣下上卿事、三公各未拝賀、丞相中或未拝賀、或未着陣之間、下中御門中納言宣胤云々」とあるのはその典型例であり、また同一五年一二月二三日の「室町殿源氏長者并斐瑒学・淳和等両院別当宣下」で「今度無仁体各未、或未着陣、」きにより上卿が権大納言海住山高清に決したと『親長』同日条に見えるのも、かかる上卿適任者欠如による既拝賀・既着陣者への負担集中を伝えるものである。このような中、公事の遂行不能を回避するため未拝賀者の参仕不能原則は空洞化してゆく。『宣胤』永正四年三月一二日条によれば、権大納言四辻季経が中御門宣胤に「春日祭上卿事、未着陣不苦哉」と問い合わせた際、宣胤は「未拝賀猶以連綿之上者不能左右」と返答し、その根拠を「節会叙位除目等不着陣参陣、於祭者不及不審事也」と述べている。実際に一六日条によれば春日祭上卿は未着陣の四辻季経が、奉行は未拝賀の藏人左兵衛佐万里小路秀房が勤めており、未拝賀での公事勤仕傾向は歯止めがかからなくなっていたものと思しい。もつとも『師郷記』(一四五三)享徳二年二月二〇日条に「春日祭也、上卿新大納言明豊卿参向之、(中略)上卿未拝賀也」と、また同

年十一月一九日条に「今日春日祭、上卿西園寺大納言未拝賀」とあるように、未拝賀公事勤仕は既に後花園朝の記録に散見する。しかし「未拝賀」と特記される以上、それは本来的な状態ではなかった筈であり、いずれ拝賀する事を前提に黙認されていたものと考えられる。同記享徳三年六月一九日条で任大納言後未拝賀の西園寺実遠の春日祭参向を記主中原師郷は「希代之例」と驚いているが、それでも実遠は同日に拝賀を済ませている。同条は前年の春日祭に未拝賀で参じ暫く拝賀を遂げなかった中御門明豊(宣胤の父)の事例も挙げているが、彼も同年冬には拝賀したといい、当時は遅くとも一年程度で拝賀義務が履行されたいらしい。『親長』文明一七年八月二八日条の「抑幕下内府政長公不及拝賀辞退、先規無之歟、依不事行不奏慶云々、無先規、但乱中有此儀歟、不可然」という記事は、花山院政長の未拝賀大将辞任を応仁大乱中の例外的事例と対比しているが、正にこの実例が示す如く、それは乱後の後土御門・後柏原朝においても継続したのである。

かかる趨勢の結果、(一五〇〇)明応九年の後柏原踐祚当日の関白拝賀において、一条冬良は想定し得る最悪の事態を招いた。即ち拝賀は原則としてその官に任じた当の天皇に対

して行われなければならなかったが、⁽⁶⁾「此殿下先朝蒙再任之詔、四ヶ年未遂奏慶之節給、昭宣公令奉 口勅以来、未拝賀始之、頗御無念之由雖有其沙汰、撰政之儀不混凡俗之条無左右」と記録されるように、⁽⁷⁾関白再任の詔を蒙りながら未拝賀のまま後土御門が没してしまったのである。⁽⁸⁾記主富小路俊通によればかかる事態は藤原基経が「口勅」を蒙って以来——即ち撰関制の開始以来初めてとい「頗御無念」かと噂されたが、九条家諸大夫として俊通は「撰政之儀不混凡俗之条無左右」（撰関は他の「凡俗」の官人とは違うから）とこれを正当化するかのよう⁽⁹⁾に書いてある。勿論、逆に廷臣側が未拝賀のまま死去する事例も当時相次ぎ、例えば長享元年には右大臣大炊御門信量の拝賀以前の薨去が、⁽⁹⁾また翌二年には九条政忠が関白未拝賀のまま死去した事が諸記録に特記されている。⁽¹⁰⁾

右の政忠に較べれば、「長興」文明七年正月二五日条に「入夜関白政嗣有御拝賀御当職之後、経六ヶ年」とある如き、任関白後六年間も未拝賀で通した二条政嗣等は拝賀を最終的に遂げ得ただけ遙かにましという事になり、最早未拝賀期間の長さはほとんど問題にされなくなる。永正三年の中御門宣秀の権中納言拝賀について父宣胤が「去々年三

月廿九日任之、近年諸家未拝賀経年、可謂早速」と記すように、⁽¹¹⁾足掛け二年での拝賀は「早速」に属するものであつたし、文明十一年二月三〇日に権中納言に任じた広橋兼頭の即日拝賀が『実隆公記』（以下『実隆』）同日条では「兼頭卿則奏慶、早速神妙々々」と賞賛されている。同一四年の甘露寺元長の蔵人頭拝賀について父親長が、⁽¹²⁾拜任後拝賀まで三箇月経た事を「于今遅々無念也」としているのは、年単位での未拝賀放置が当然であつた当時からすれば異例の早さであり、原則論者のな親長に特有の発想と理解すべきである。

かかる状況は、律儀に拝賀を遂げた者が損をするという本末転倒の事態をもたらした。『元長卿記』（以下『元長』）永正三年正月一五日条によれば、甘露寺元長を通じた右衛門督高倉永宣の任参議所望について、後柏原は「持明院宰相基春在国、然者可被借召、明日可被仰出如何」と勅問し、元長は「遂拝賀参議彼卿只一人也、自然御用之時可補事歟、雖然頻所望之上者、御沙汰何事候哉」と答申したという。持明院基春はたった一人拝賀を遂げていたばかりに参議の官を取り上げられたのである。ただ一人の既拝賀の参議が在国中という状況と併せ、拝賀制度の末期的症状が知られよう。

II 拝賀の負担感と廷臣の困窮

A 拝賀の負担感

後土御門、後柏原朝における未拝賀常態化の根本的理由を考える時、示唆的なのは後花園朝より顕著となる「拝賀は負担」という認識である。『看聞日記』(以下『看聞』)嘉吉三年八月二五日条によれば、放生会参向の参議に指名する天皇の「御点」を洩った正親町持季に対し、源持経が「(慈光寺)拝賀等大営也、然而先伝奏ニ所望之趣令申、何様可披露」と説得している。拝賀の負担は、拝賀遂行を前提とする公事勤仕を躊躇させるに充分な理由となり得たのである。更に永享元年、二条持基の任太政大臣の話が持ち上がった際、持基本人は「眉目」と喜ぶ一方で「但拝賀事大儀也、只今難事行、天皇御元服在近年、其比拝任事及御沙汰者可畏入由被申也」と自ら昇進の引き延ばしを申し出ている。(13)「昇進後直ちに拝賀すべし」という意識が未だ見られる点も重要だが、拝賀が極官昇進を躊躇させる程の過負荷であった点により注目したい。右の発想の継承は、後土御門朝の文明一三年に息元長の藏人頭補任を後土御門より打診された甘露寺親長が「元長貫首事可有御沙汰之条、畏存、但拝賀難叶、明日日吉祭参向事被仰付者、其時可申拝賀」と述べて拝賀遅延の諒承を予め天皇に取り付けようとしてい

る事から、また後柏原朝の大永八年に三条西実隆が孫実世の藏人頭拜任を「祝着、但拝賀大営迷惑者也」と手放しでは喜んでいない事から知られよう。(14)『宣胤』永正三年一月二七日条によれば、坊城俊名は未拝賀のまま「拝賀難事行故」に四年前に任官した権中納言を辞したという。極端な場合、拝賀の負担は辞官を決意させたのである。

B 洞院家の困窮と拝賀困難

拝賀は何故それ程までに困難視されたのか。南北朝末期の永和四年、洞院公定は拝賀形式が整わない窮状を三条公忠に「当年拝賀事、(中略)一向最略定候、当家代々自中納言慶、雲客扈從令取沓候、然而近日不肖上俄出立、無可然之輩之間不及其儀候」と訴えた。(16)「不肖」の上に急な話なので「出立」が行えず、任中納言以降の拝賀で殿上人を扈從させ沓役を務めさせる同家の例を実現出来ないという。この「不肖」の具体的内容については、後年孫の実熙が中原康富に以下のように語っている。(17)

参洞院殿、有御対面、来廿六日可被参大将之慶也、任応永卅年例、自正親町宰相中将亭可有御出云々、毎度自武家有御助成、等持院殿御時二万疋被進中園殿、鹿苑院殿御時故左府大将御拝賀万三千疋被進了、

内府大将御拝賀之時者、自勝定院殿被進五千疋云々、
今度者武家御幼稚之時分也、公方料足更無御座之由
有其聞折節也、旁不可然、如何可被申入哉由、有御
物語、

洞院家では大将拝賀時に高祖父公賢が尊氏より二〇〇貫
文、祖父公定が義満より一三〇貫文、父満季が義持より
五〇貫文、将軍家から助成を受けてきた。ところが実熙
の今度の右大将拝賀では将軍義勝が幼年で自ら助成を申
し出てくれるとは考えにくい上、幕府財政自体の逼迫が
噂されているため、どう助成を依頼すべきか悩んでいる、
という。同家にとって拝賀時の最大の難点が経済的問題
であり、しかも代々武家の助成に依存してそれを乗り切
っていた事が知られよう。拝賀義務がいかに同家の経済
を圧迫したかは、次の『後愚昧記』貞治二年正月一日条
にも明らかである。

(洞院実夏)
左大将拝賀、自陣家藤中納言宅一条東洞院西、出立、
幕下息前中納言公定卿嫁藤黄門息女、依彼由緒也、
抑彼拝賀料已全分不足、大略難遂間、以当时居住亭
持明院西大路沽却或禅僧普門寺長老云々、万五千疋、遂
此節了云々、家門被割分子実綱朝臣令牢籠之故也、
彼実綱朝臣二故入道相国譲与、仍自武家執 奏之間、

中世後期における朝廷・公家社会秩序維持のコストについて

去年冬比被割分了、

又後日聞、件亭自普門寺(ママ) 壊取之処自武家抑留
之、於万五千疋料之者称可返償之由、仍不壊之
云々、

公定の父実夏は左大将拝賀を逃げようにも「拝賀料已全
分不足」する困窮状態に陥っており、持明院西大路の第
宅を一五〇貫文で売却する事で漸く拝賀を逃げたとい
う(後日全額返済と引き替えに第宅を取り戻している)。か
かる極端な窮乏は、後半部にある通り父公賢による正親
町実綱への洞院家門譲与と、実夏による抗議・武家執奏
獲得という家督相論の末、実綱に半分を残して家門が
「割分」されてしまったためで、これが後々まで同家の
「窮困」を決定付けた。⁽¹⁸⁾ 永和四年の公定の権大納言拝賀
も当時としては目立って遅滞している(任官の二年後)
上、経済的逼迫から「車方ノ僮僕」等が省略されてい
る。⁽¹⁹⁾ 康暦二年正月二〇日の足利義満の任右大将後直衣始
に際し、扈従の公卿・殿上人には「御訪」(助成金)の
支給が義満から提案されたが、『鹿苑院殿御直衣始』⁽²⁰⁾
に「今度御訪事」として「公卿、洞院大納言五千疋之外
一向無之、又無所望云々、殿上人親雅朝臣・実信朝臣・
為尹朝臣、各三千疋被下行之云々」とあるように、公卿

でこれを受給したのは公定の五〇貫文一件だけであつた。殿上人の「実信朝臣」も公定の猶子であるから、⁽²¹⁾洞院家は廷臣諸家中でも一頭抽んで困窮していた事が窺われる。公定の孫実熙も前述の右大将拝賀の前年に「依計会称見苦之躰有憚」「窮困之条無力」として禁裏小番の免除を勅許されているように、⁽²²⁾日常的出仕の威儀（装束・行粧）も整えられない程に同家の困窮は明らかであつた。

二 負担の内実と公家社会の経済構造——人件費と装束調達費

右の洞院家の事例より、未拝賀増加の大きな原因は拝賀の経済的負担と廷臣の負担能力喪失に求められそうである。それでは実際に拝賀の何が出費を強いていたか。以下に代表的な費目とその具体例を見ていこう。

A 人件費の負担と訪に群がる人々 『看聞』^(一四三三)嘉吉三年九月一三日条には、足利義教のために籠居させられ二年前の義教横死で復権した田向長資の参議拝賀の様子が「宰相入道・新三位・持経朝臣・有俊朝臣・重賢朝臣・経秀・定仲^{奏慶}一家悉内々相伴、繁昌珍重也」と記され、外戚長資が拝賀に一家の人々を悉く伴った事を「繁昌珍重」と記主貞成親王が喜んでいる。拝賀という自分を主

人公とした盛儀にどれだけの人数を動員出来るかは、則ちその人の「繁昌」の度合いを測る物差しであつた。近年高橋典幸氏も、鎌倉幕府將軍藤原頼経が、中納言還任等の拝賀時には前駈が諸大夫一〇人に過ぎなかつたのに対して、「前途之官」（昇進を見込み得る先途・極官）たる大納言の拝賀時には特に前駈諸大夫二〇人に加えて殿上人の前駈一七人を随従させた事等を根拠として、前駈の人数と身分が拝賀の莊嚴度合いと連関した事を指摘されている。⁽²³⁾永和三年、^(一三七七)近衛道嗣が三条公忠に「撰関之輩幕下拝賀之時雲客連軒、每度之流例候」と書き送った事からは、⁽²⁴⁾高い格式の扈從^{こしよ}者が撰家という高い家格に特有の、⁽²⁵⁾いわば権威の標識であつた事が示唆されている。また永享四年、^(二〇一一)將軍義教の左大臣拝賀に供奉した中条判官は「室町殿御拝賀之時、御共無行粧之由被咎仰」⁽²⁵⁾られて三河高橋三六郷の「三万七千貫在所」を没収された。供奉人の行粧の貧弱さが義教の行粧全体の格式に疵を付けた事への怒りが厳しい処罰となつて表れたものと解され、行粧が拝賀時に非常に重大視された事——というよりも、行粧の華麗さこそが拝賀時の路頭出行の最も重要な眼目であつた事を示唆している。『勘仲記』^(二八四)弘安七年十一月一六日条に殿上淵醉出仕について「予行粧殊守儉

約」と、同九年三月二七日条で春日社行幸供奉について「今度人々行粧為先約儉、当色已下单狩衣、諸衛隨身袴風流等被停止了」と見える事は、本来「儉約」とは正反對であるという行粧の性質を示している。更に同一一年八月一五日条で、石清水放生会の宣命の藏人方奉行を急遽命ぜられた記主勘解由小路兼仲が「楚忽之上、貧家之行粧頗招耻辱者也、為之如何」と困惑している事は、華美を旨とする行粧の性質を端的に伝えていよう。『看聞』^(一四一六) 応永二三年九月四日条に將軍義持の南都下向について「当代春日社無晴之社參、仍刷行粧可有社參云々」と見えるように、その出行の「晴」たる事は「行粧を刷う」事によつて示されたのである。⁽²⁶⁾

但し、家格の高い家は逆にその格の高さ・権威を出行時に誇示する義務に束縛されていたと見るべきであり、財力の乏しい当該期の攝家・清華等にとつてそれは既に負担以外の何物でもなかった。『実冬公記』(以下『実冬』)^(一三三八) 永徳元年七月二三日条によれば、三条実冬は任大納言拝賀に際して費用が調達出来ずに「衛府長」の引率が叶わず、「料足不足之間、力不及事也、遺恨々々、傍家定又加難歟、為恥々々」と他家よりの非難を予想し恥じている(「貧家之行粧」が恥辱を招くという先の兼仲

の心配も同様の例)。拝賀困難の根源的問題の一つが、供奉人への「訪」の支払い不能であった事を端的に示す事例である。同記応永二年三月三日条によると、彼の兼右大将拝賀では、供奉すべき随身の訪が番長は通例二〇〇疋、下臈は^(十九)「十疋」であったものを近日の困窮により「折中」せんとし、下臈と談合して半額で納得させよ、と家司に指示している。番長の供奉だけで二〇貫文もの賃金が発生しているのは当時の廷臣の経済的環境を考えれば過大な負担といわねばならず、実冬は何とか儀礼の威儀を維持するため価格交渉して供奉を求めたのである。^(三三三九)

一〇月一日条には「使部召使下行物等、各々半分下行云々、^(一貫五百文也、本儀三貫文歟、)吉上等無下行、清家例也云々」とあり、ここでも使部・召使の下行物に訪が半額に値切られている上、「清家例」と称して吉上らには訪を支給している。右によれば訪には「本儀」と呼ばれる相場や家ごとの先例が存在したようだが、南北朝初期には既にその全額支弁が困難化する趨勢にあったと見られよう。

中でも隨身(番長・近衛・一員)らを供奉させる撰関・近衛大将の拝賀は一際困難であった。^(一四九四) 明応三年の近衛尚通の関白拝賀では費用捻出に父政家が苦慮しており、

先例通りなら三〇貫文到来する筈の一乗院領賦課分の

「関白拝賀隨身料」が今回は一〇貫文しか届く見通しが

無いと心配している。²⁷ 前述の、洞院実夏が拝賀時に家を

売って漸く拝賀費用一五〇貫文を入手した事例や、ある

いは永享四年に大炊御門信宗が満済を通じて義教から内

大臣拝賀の助成を二〇〇貫文獲得した事例を参照すれば、²⁸

高官の拝賀は一般に総額百数十〜二〇〇貫文程度の負担

を要したと推測されるから、その中で「隨身料」数十貫

文という費目が占める割合の高さが知られよう。次掲

『公名公記』永享一〇年十一月二二日条は、大将兼帯の

清華がかかる負担に耐えきれなくなる状況を伝えている。

十二日、晴、今日辞申左大将、尤任代々例 奏慶已

後雖可上表、就如兵仗□更不事行、依之也、且傍倫

嘲哂・後記瑕瑾恐耻無極、貧軀弥被嗟嘆者也、且居

顯職今年六歳、于茲大名下久不可居云々、彼是廻思

慮、以中山宰相中将定親卿先申入武家了、本儀可献

辞状、然而故慶寿院殿御時不令献給、近比諸家又無

其儀歟、不及沙汰之、

昨日専使畏悦候、幕下御辞退事、今朝披露仕候了、

可然之由御形勢候、時宜又無子細候間、珍重候、

猶可参入言上候也、定親恐惶謹言、

十一月十二日

定親状

善大夫殿

左大将となつて六年が経過した西園寺公名は辞意を決し、

同家では拝賀後に上表するのが代々の例であつたが、

「貧軀」のために「兵仗」（隨身供奉）の見通しが立たず、

遂に未拝賀のまま辞するに至つた。しかも本来は辞状を

朝廷に献すべきであつたが、亡父実永や最近の諸家の例

に従つて公名もこれを省き、伝奏中山定親宛に内々申し

入れて辞職したという。この事例は既に後花園親政期に

おいて、拝賀に伴う人件費支弁義務がその官の未拝賀辞

任を結果する場合があつた事を伝えている。

これが応仁の乱後となると、隨身動員が困難なまま拝

賀を強行する事例が現れる。文明一二年の一条冬良左大

将拝賀の隨身について『宣胤』三月二二日条は「下臈隨

身」に「今度一人也、持御裾、大将拝賀隨身無人事今度

初例歟、乱中清花人、或大臣大将拝賀、臨期辞大将、依

隨身之大儀也、尤無念事也、末代無力次第也」と注して

おり、冬良が一人の隨身しか動員出来ないまま拝任三日

後に拝賀を強行した事が知られる。これは前任者大炊御

門信量が未拝賀での辞任を余儀無くされた（『公卿補

任』）事の二の舞を避けたいという意識の反映でもある

うが、かかる隨身「無人」の大将拝賀は初めてであったという。そして応仁の乱中には隨身動員の多大な負担を避けるため清華の大臣大将が拝賀の期に及んで大将を辞したとある。『親長』文明二十二年三月二十六日条に同日の大炊御門信量任内大臣拝賀について「左大将事兼日辞退、不及拝賀、無念歟」とあり、延徳三年二月二十九日条に同日の今出川公興任内大臣拝賀について「内大臣公興奏慶云々、於大将者不及拝賀辞退、無念歟」とあるのは（乱後のものだが）その実例である。

かかる大将の隨身動員費用の負担義務は、隨身を世襲する人々の視点から見ればまとまった臨時収入が期待出来る機会であり、大将拝賀が近いと知ると彼らは番長・隨身としての供奉を所望しこの訪に群がった。『実冬』応永二年二月一八日条には、左大将拝賀挙行を見越して諸方より左大将三条実冬の許に隨身の挙状が到来した事が記されている。その番長・下臈隨身五座各人の推挙・採用状況は以下のようであった。

- ・番長 家司の「(三善)基統知音」として「(三条家)数年此辺経廻」していた縁により秦久勝の補任を、実冬が「内々許諾」。
- ・一座 徳大寺より「(三)拳」あり。

- ・二座・三座 九条経教と関白一条経嗣より「被拳」。
- ・四座 「(資教)日野大納言拳」。
- ・五座 「此辺有縁者可補也」。

三条家縁者として採用された二名も含め、様々な人脈・縁を駆使して推挙を獲得し隨身供奉に群がって来ている様子が看取されよう。これは本来、大将拝賀の番長は庁頭が差文で挙すべきであったものを、近來は大将が内々治定して交名を庁頭に給っていた事——即ち大部分の人選が全く大将本人の意思で行われたためである（同条）。なお「於一員者庁頭相計可差進也」とも見え、一員の人選は庁頭に委ねられている。この人選に当選した者には高額の収入がもたらされるが、特に盛大さも財力も桁違いの將軍の拝賀ではその金額も莫大であった。康暦元年(二二七)の足利義満右大将拝賀でわざわざ山城国乙訓郡調子莊より上洛して供奉する事となった近衛家家僕の下毛野武音は、『後深心院関白記』（以下『後深』）同年五月一二日条によれば幕府の拝賀惣奉行摂津能直を訪ねて同月中の「料足」（訪）の下行を約束させた。その金額について同記閏六月二日条には以下のようにある。

今日武音以下隨身向能直宿所、仰云、今度隨身祿物番長三万疋・近衛万疋云々、下臈雖申所存、武命之

上不可及重伺之由能直仰之間各退出云々、武音老幸眉目頗無比類歟、

番長に三〇〇貫文、近衛（下藹の隨身⁽²⁹⁾）に各人一〇〇貫文もの金額が支出されたが、近衛らがお不満を述べたとある点は、隨身勤仕がいかに莫大な収入を期待させたかを物語っている。なお同年の右大将義満の直衣始では『鹿苑院殿御直衣始記』（今度御訪事）に「隨身番長貳万疋、錦欄一段、近衛五人各万疋、居飼千匹^(疋)、御厩舍人千疋被下行云々」と見え、隨身番長に二〇〇貫文、近衛五人に各一〇〇貫文が下行されている。一般の廷臣の拝賀ではこれ程の金額でないにせよ、かかる訪が拝賀者にどれ程の負担を強いたかは明らかである。

拝賀に供奉・扈従・参仕するだけで訪が支給されたのは、供奉という行為自体がそれなりの負担を内包しているためでもある。永享四年に將軍義教の左大臣拝賀に供奉した中条判官が行粧無き故に所領を没収された前述の件は、拝賀の供奉人も行粧^{（二）}威儀を壯麗に整える義務を課された事を端的に示している。また同二年の義教右大将拝賀では毎事「康曆例」（義満の例）が模されたが、『師郷記』七月二五日程に「今度公卿・殿上人窮困人々各被下御訪、公卿五千疋、殿上人三千疋云々、後日被下

之」とあるように、困窮の公卿・殿上人にそれぞれ五〇貫文・三〇貫文が助成されている。室町殿のためだけに行われる盛儀の扈従者の負担を幕府が一部肩代わりしているのは全く自然な事だが、少なくとも扈従行為自体が困窮者には調達不能な三〇〇貫文の負担を強いた事が明らかであろう。『教言卿記』応永一四年七月一八日程に「三条相公羽林計会纏頭、及生涯之由周章之間、不思懸千疋口入伝借者也、希代事歟」とあるのによれば、正親町三条公雅は翌日の義持右大将拝賀扈従の費用が捻出出来ず進退に窮し、「希代事」ながら急遽山科教言の仲介を得て一〇貫文の融資を（恐らく土倉から）受けて乗り切ったといふ⁽³⁰⁾。

扈従者を最も悩ませた理由の一つが装束費用の捻出であった事は、文明一八年の將軍義尚の右大将拝賀供奉を命ぜられた甘露寺元長に「御訪」の残り半分五貫文を下行するよう二階堂政行（拝賀惣奉行）に命じた伝奏勸修寺教秀の御教書に、「御拝賀惣用之内五百疋、頭弁装束料可為下行候也、恐々謹言」とあった事からも推察される⁽³¹⁾。拝賀供奉の訪が「装束料」の名目で拝賀者（この場合は幕府）から支給されおり、一般に拝賀時の訪の使途が主に装束調達であった事が示唆されているからである。

扈從者も然るべき装束・行粧を整える義務を負った点において、拝賀では参加者の誰もが多大な出費を強いられていた。

かかる負担を他者に強いる以上、拝賀者から参仕者（特に下級官人）への訪下行は必須であった。特に隨身等は、もし訪が無ければ供奉を承諾する者があるとは思われず（だから料足不足の場合、拝賀自体が中止になるか隨身の人数が略されるのであろう）、前記の支給額減免交渉でも予算から足が出ない範囲で、かつそれなりの利得がある金額を提示して供奉所望者を納得させなければならなかったものと思われる。『後愚昧記』^(三七四) 応安七年一二月二七日条には「今度拝賀異例事、兵部省移文不及沙汰事、無下家司事、兩条也、是併卒爾出立之上、無料足之故也、不可為後例也」と見え、左中将三条実冬の二位昇叙拝賀では費用不足の故に「兵部省移文」の沙汰と下家司の参仕が叶わなかったという。嘉吉三年の洞院実熙右大将拝賀において、令制に定める官庁間通達文書である移をもって兵部省から近衛府に任大將人事が通達され（但し全く形式上のもの）、また右大将家下家司を任じて「本所儀」に参仕させていた事を参照すれば、⁽³²⁾ 上記実冬の事例ではこの両者が略されたと理解される（移は

この場合、左中将実冬の昇叙の通達か）。形骸化した儀礼とはいえ移の発給には従事する官人の動員が必須であり、また下家司参仕も下級官人を動員して下家司役を演じさせるのが実態であったから、「無料足之故」にそれが略された事は彼らに支払う賃金Ⅱ訪の捻出不能を意味していよう。

そもそも当時の朝廷自体、臨時の行事のたびに参仕の諸司へ訪を下行するシステムで運営されており、官人が訪に群がる構造は実は朝廷全体の構造に他ならなかった。当該期の朝廷財政については既に本郷恵子氏の研究があり、氏が事例とされた応永二三年の荒見河祓や^(四四七) 文安四年の春日社正遷宮の料足注文からも「案主申御訪」「六位史御訪」「神部御訪」「官掌御訪」「使部御訪」等の、百疋（一貫文）単位での下級官人への訪支給が知られる。⁽³³⁾ またやや下った時期では、文明四年の多田廟所（將軍家の祖源満仲を祀る）の鳴動に対する贈位宣下に際して、『親長』同年八月一七日条に以下の注文が見える。

人々御訪事

- 一、上卿、^{中院大納言通秀} 参百疋、
- 一、弁、^{藏人右少弁元長} 参百疋、
- 一、外記賢親、 五百疋、

康純依所勞難參陣之由申之、仍俄被還任賢親、無御訪加増者、裝束等難治之由申之、仍二百疋加増、

一、陣官人、 三百疋、

一、大内記、菅原在数、宣命草進之故也、 三百疋、

一、参向勅使、大内記菅原在数、 千疋、

一、掃部寮、 三十疋、

軾用也、雖加問答、無為之世時者以私力進之、今者難叶之由申云々、

一、同寮官御訪、 二十疋、

一、木工寮、 二十疋、

無可敷陣量之仁、仍下行二十疋、有供灯台者可為三十疋云々、

已上、

上卿以下の主な参仕者に対する合計二七貫文余りの訪が計上されており、下級官人のみならず上卿・弁までが訪を受給している事が知られる。ここからは一つの臨時行事に支出される朝儀のコストの一端をも知り得るが、外記賢親の五〇〇疋に関する親長の注記に「御訪が無ければ装束等を用意し難い、というので二〇〇疋加増した」とある事は、特に当該期の下級官人層における訪依存と朝儀参仕の費用が結局装束の用意という点で嵩んでいた事(後述)をよく示している。そしてこれは訪が無ければ調達不能であったというより、それ無くしては官人側が全くの持ち出し(赤字)となってしまう負担を避ける

ためのものと見なされよう(掃部寮が三〇疋の下行を必要とした理由について、「乱世でなければ『私力』をもつて調進する調度が、今回は用意出来ないため」と注記されている事も参照)。

本来朝恩の家領・官司領は出仕拝趨の経費込みで支給されていた筈だが、⁽³⁴⁾当時頻発した所領の「飛行」(没収・押領等による喪失)に伴って収入が期待出来なくなり、最早拝賀のみならず通常の公事・朝儀さえも参仕者への訪が無ければ成り立たなくなっていた。南北朝末期に既に「経費・利得込みの得分支給と引き替えでなければ公役従事は単なる負担に過ぎない」という思想が顕著であった事は、『後愚昧記』(二条師範)永和二年三月一日条の「補後院別当之由示送之、後聞、右府称無得分辞退字損」という記事——即ち撰家出身の右大臣クラスの人物さえも得分無き事を理由に後院別当補任を平然と拒否した事例より示唆されるが、拝賀時に隨身(番長・近衛)を世襲する人々がわざわざ諸方の推挙を得て隨身勤仕を所望していた前述の事実、そして数十〜一〇〇貫文単位の巨額な訪が支給された事実からは、経費を含みつつその大部分が利得となっている拝賀特有の訪の実態が見出される。これはそもそも訪が賦課に対する納付義務ではなく好意

に基づく自発的出費（史料上も「助成」と記され、多くの場合、見舞金といって差し支え無い）という性質のものであった上、⁽³⁵⁾ 拝賀が慶事であった（気前よく振る舞うべき場であった）事が大いに関係しているよう。

応安三年の禁中宸筆法華八講における西園寺家諸大夫らの所役ボイコットの一件は、下級官人層による訪目的の所役勤仕所望の増加・一般化の趨勢とそれに対する反感が巻き起こした事件と考えられる。その八講の第三日、「西園寺諸大夫」三善輔衡らは同輩（西園寺家人）の三善直衡が「^(正親町三條実継)前内府簡衆」に加わる「諸家経歴之者」（諸家を渡り歩いて奉公する者⁽³⁶⁾諸家兼参）である事を理由に「放埒者」と見なして彼との「立合」を嫌い、外記役の所役を抛棄した（後日輔衡は解官され「本所^(西園寺前右府)永不可召仕之由」を後光厳天皇が勅使をもって命じた）。輔衡は「^(西園寺家)背御家門之故実、令兼参于他家」むる（西園寺家諸大夫の諸家兼参不可という故実⁽³⁷⁾を破った）直衡とは「於公庭難参会」い（然るべき行事で席・場を同じくしたくない）と主張し、前年踏歌節会において花山院兼定の前駆を勤めた高階成重との「立合」を拒否した光豊（「洞院家人」「洞院候人」等と見える）の事例をも引き合いに出しているが、その理由は彼自身によれば「^(来カ)近夫

諸家散在之輩、猥号諸大夫、動欲従如外記役候之間、難参会」という事であった。即ち、諸大夫格の出自を持つ人々が諸方の撰家・清華家等の貴顕に出入りし、法華八講等の行事があつてその貴顕の参仕が決まると妄りに「家の諸大夫」と称してあたかも元からその家に譜代の奉公を行う家人（候人）であつたかのような顔をし、主人の参仕に附随する外記役等の家人の所役を勤めようとする風潮が、西園寺奉公一筋の諸大夫輔衡らの気に障つたのである。ここで注目したいのは、輔衡が「放埒者」と評する、平常時は「諸家に散在」して行事があると公役勤仕に群がる中々下級官人層の存在である。負担である筈の所役勤仕を彼らが敢えて望んだ理由は、そこに負担を補つて余りある利権・利得が発生していたからと考える他無からう。これは先に見た三條実冬の左大将拝賀に隨身所望の輩が殺到したのと正に同じ構図である。身分の特に低い官人や朝廷・院宮奉公者の雇用困難は、当時の朝廷における日常的問題であつた。例えば『看聞』永享四年二月一九日条によれば、息女の宮仕えを所望する冷泉永基に対して伏見宮貞成親王が「宮中計会」と断つたにもかかわらず、彼女が「押」して参らんとしたという。奉公を自発的に所望されても、受け入れ側が

その者を抱えておく余裕無しとして断っているのである（もつとも二四日に彼女は伏見殿奉公を実現して初参し、貞成も同日条で「万歳可祇候之間、珍重々々」と喜んだ）。また同記応永三一年七月八日条の、伏見宮奉公を望む故虎石丸の息男に対して「当時牛飼の御用は無いで必要な時のみ召すが、常勤は不可」と貞成が仰せたという記事は、当時牛飼には仕事が無かった事（即ち乗車慣行・乗車機会の減衰）を示唆する点でも興味深いが、同宮家が財政逼迫で余計な人を常勤では雇えず、公家社会に伝統的な下級の所役の多くが非常勤の臨時雇いと化していった様子を端的に示しているよう。彼らのような人々が拝賀時に訪目当てで群がったのは当然の帰結といえるが、それは拝賀者側には過大な負担でしかなかったのである。

B 車・装束用意の負担 宿老大臣や高僧等に宮中の乗車通行（牛車宣旨）が優遇策として許可されたように³⁸、中世公家社会において乗車行為は高位の身分に附属する特権であった。ところが彼らは「牛車に乗ってよい」だけではなく、反対に「高い身分の者は出行時にそれなりの乗物に乗るべきで、身分の低い者のように妄りに徒歩で出行したり馬・輿に乗って洛中を移動すべきではない」

という、身分に基づく乗車義務とも称すべき社会的制約の下にあった可能性が高い。そしてこの制約が拝賀時に廷臣家政経済を圧迫した事を、当該期の史料は示唆している。例えば文明三年、権大納言昇進を勸修寺教秀に超越された甘露寺親長はこれを「更非所痛」として全く抗議しなかったが、『親長』同年四月二六日条はその理由の一つを「当時乱中歩行往反見苦之体也、高官無益也、其上乱中拝賀之儀不叶、公事又不被行、可随何役哉、無詮事也」と述べている。傍点部が「拝賀で歩行するのは見苦しい」という意味か否か、やや曖昧な点が残るものの、直後の「高官無益也」に係る表現と見られる事から、少なくとも「大納言という高官に昇進しても、乱中に歩行往反して見苦しい事になるから、今回は昇任を望まない」というニュアンスを読み取る事は可能であろう。

室町期の廷臣が拝賀時に乗物（車）を調達出来なかつたという事例は多い。例えば文安元年四月二九日の甘露寺親長任右少弁拝賀では装束に必要な巡方帯を万里小路時房に、車をその息冬房に借用し（『建内記』同日条。しかもその帯は清原業忠が時房に借した物の転貸）、また同年六月一九日の中御門明豊任参議拝賀でも毛車を時房が貸し与えており（同記前日条）、五年後の宝徳元年^{（四四九）}

一月二八日の清原業忠少納言拝賀でも『康富記』同日条に「文車難得之間、被借用藏人左少弁之小八葉之車」とあつて、本来拝賀時に乗用すべき文車もんくるまが手に入らず勸修寺教秀の小八葉車を借用したとある。なお『満濟准后日記』(一四二九)正長二年八月四日条には室町殿御札參賀に關して「俄之間、車難叶」と見え、当時は門跡クラス（しかも最高権力者たる室町殿の腹心）であつても急な事では車くるまが用意できなかった事が窺われるが、他方で『師守記』(三四九)貞和五年一二月一二日条に中原師言任大外記拝賀について「今日新大外記師言申拝賀、新車、使部一人、如木一人、雑色二人、中間二人云々、無扈從者云々」とある事から、南北朝初期では局務家クラスの者でも「新車」を誂えての拝賀がまだ可能で、牛車の調達不能はそれ以後に特に顕著な現象と見られる。『後深』康暦元年六月六日条の「今日又准后被向大樹花亭、八葉車皆具被借請遣之、如此具足等更不及用意、每度被借用諸方云々」という記事によれば、二条良基は八葉車等を常備せず毎度諸方から借用しており、義満亭への出行時も八葉車を近衛道嗣から借用したという。義満の廷臣化を諸事万端手引きし「扶持大樹之人」と呼ばれた良基の権勢（即ち財力）(39)を考慮すれば、この事例は窮困とは関わり無く八葉

車等を常備する意味・必要性を認めない良基の個性的な認識を示している可能性があるが、少なくとも貴顕の出行に必要とされる車以下を常備しないあり方が南北朝末期には常態化しつつあつた事は読み取つてよいであろう。一方、借り物の帯を他人に又貸しした前述の例や、また前項で挙げた装束の調達困難を理由とする訪下行の事例から、拝賀費用を高額化させる理由の一つとして装束の調達義務を導き得る。膨大な拝賀の実例に徴すれば明らかのように、拝賀は束帯という最も正式な出仕時の装束で行わなければならなかつた（右で転貸された巡方帯じり石帯も束帯の一部）。『建内記』嘉吉三年六月二二日条には、かつて中山満親が万里小路嗣房の内大臣拝賀に前駆として供奉したという「旧好異于他」なる過去に基づき、時房が息成房を中山定親の任権大納言・弾正尹拝賀の前駆に提供しようとしたが「時服不具」のため断念したという記事が見える。これは前節で言及した扈從時の「装束料」負担の話題と見られ、扈從不能という当時の一般に見られた現象の最大の原因の一つが「時服不具」の一語に集約されている。廷臣中特段の窮乏状態にあると自認する三条家の場合、応安七年の実冬の二位昇叙拝賀を伝える『後愚昧記』同年一二月二七日条には、劍

(近衛道嗣の提供。以下括弧内は提供者)・平緒(正親町三条実継)・有文巡方帯(今出川公直)・弓(九条経教)・平胡籙(同)・老懸(実継)・靴(公直)・檳榔毛車(同)・榻(同)・馬(管領細川頼之)・鞍覆(道嗣)・弓二張(同)・矢二腰(同)等を借用したと見え、また「前右大将毛車皆具借之」「鞍皆具前右大将借之」とあるように、要するに拝賀に必要な装束・用具全てを他人から借用している。これに関して、何故装束料が拝賀遂行の可能性をも圧迫し「時服不具」が一般的となったのかについて、『建内記』文安四年三月一八日条には興味深い記事が見える。

頭左大弁俊秀朝臣入来、賀彼昇進事、又有商量事、
 拝賀以前着衣冠細々可出仕哉、神社参詣又可着何物
 哉、予答云、古者補貫首之時、申出 主上御服、聴
 禁色、即申拝賀、主上無御服之余分之時、式部請
 仙洞、或申請貴所、仍不經其程、即 奏慶也、近代
 私装束悉用意、但先申請之時、自禁裏少々又拝領勿論、如行粧俄事難行之間、
 動遅々之間、暫以不及出仕、中比先着日来之布衣為
 申畏入之由、先参 仙洞、但連々不着之、猶待拝賀
 也、着日来之装束参 内事、可為如何哉、冬房補夕
 郎之日、相談中山之処、着日来之布衣参 仙洞、猶

不甘心事也云々、仍至庭上、以直垂之躰任近例参候、
 畏入之由付近習令申了、

「蔵人頭拝賀以前は衣冠で日々の出仕をすべきか。また神社参詣では何を着すべきか」と問う新任蔵人頭坊城俊秀に対し、時房は拝賀時装束の歴史的経緯と自己の経験をもつて答えている。曰く、「昔は蔵人頭任官の際に天皇の御服を所望して下され、禁色を許されてそれを着しその場で拝賀した。天皇に余分の御服が無い場合は式部省が上皇その他の『貴所』から服を貰い受けて(蔵人頭に渡し)、やはり時を経ずに拝賀したものだ。しかし近代は自ら全て装束を用意し(但し事前に所望を申し入れれば天皇から少々拝領する事もあるが)、しかも行粧の準備(車その他の用意や供奉人の動員)も急には困難なので拝賀が遅れがちとなり、結果的に暫く出仕出来ないのである。中古より日頃の布衣(狩衣(平服))を着て仙洞に参り任官を『畏入』る旨申し入れるようになったが、それでも日々そのような装束で参上する事は控え、拝賀挙行を待つのが一般的である。(拝賀以前に)日頃の装束を着て参内するのは如何なものか。息冬房の蔵人補任時は中山定親に『日頃の布衣を着て仙洞に参るのも感心出来ない』といわれたので、冬房が『畏入』る旨を

申した時は近例に従い直垂姿で仙洞の庭まで参上し、院の近習に付して申し入れた」と。

拝賀以前に上皇に「畏入」る旨言上する慣行の存在や、準備困難によって拝賀が遅れ暫く出仕出来ない風潮が後花園朝で既に一般的であった等の興味深い事実が知られるが、かつては天皇からその場で下された御服に着替えて即座に拝賀出来たのが、この頃には全て自分で装束を用意しなければならなくなっていた点に、行粧の準備困難とともに拝賀の遅れを招く大きな原因があった事により注目したい。右は藏人(頭)に限った話である可能性も捨てきれないものの、南北朝内乱以来の廷臣の経済的困窮の不可逆的進行に加え、それにもかかわらず全負担が拝賀者側に求められる形に拝賀の儀礼構造が変化した点に、室町期に顕著な拝賀遅滞の要因が想定される。これを敷衍すれば、出仕に必要な装束を朝廷から下された古代と異なり、中世では出仕者に用意させる構造——即ち物品・用度・装束・人員の調達を朝廷の一元的責任においてなされるのではなく、朝廷構成員各自の責任に分散される構造に変質していた(朝儀・朝政運営における官司請負制度⁴⁰の定着はその典型例である)事が、その根本的要因であった可能性も指摘出来よう。その意味で、

如上の拝賀の困難化と未拝賀の常態化は、中世朝廷に固有のあり方に起因するものと考えられる。

三 廷臣の自衛策と負担回避の論理

昇進時の拝賀は原則として義務であったから、任官を繰り返して先祖の極官まで官途を歩む事を半ば存在理由の一つとしていた中世の廷臣にとって、拝賀の多大な負担は本質的に避けられないものであった。拝賀を一切行わないという選択肢が有り得ない以上、彼らは可能な限りその負担を軽減・回避する自衛策を講ずる事で何とか乗り切る道を模索するしか無かった。以下、本章では彼らがいかなる方法でそれを実現し、またその根底に負担軽減を正当化するいかなる論理が存在したかを見ていきたい。

A 拝賀先の省略

(二二五)
元仁二年、(父関白家実(後堀河))

近衛兼経は権中納言に任官すると正月二日に(父関白家実(後堀河))内裏、三日に三女院と二日に分けて拝賀を行ったが、二七日には「任納言之後初著直衣」(直衣始)、翌月三日には春日社への「初奉幣」と「任納言之後初着陣」(着陣)を行う等、一つの任官を契機として行わねばならない諸儀礼を約一箇月かけて消化(41)している。拝賀以外でも、任官等身分が改まった後に初

めて行かう行為は多く「始」と称され、初度である事自体に意義を見出されて儀礼化しており、特に参議以上は拝賀の後に初めて陣座に著座し吉書を行う「着陣」と呼ばれる儀礼を遂げる必要があった。⁽⁴²⁾ 官人は任官後も当該官職に基づく業務開始までに、右の諸儀礼を遂行する時間と手間を要したのである。かかる昇進後儀礼の一部であった拝賀には先述の財政的負担の他に、拝賀先の多さという負担が存在した。試みに『中右記』より院政期の事例を数例拾えば、長治二年の藤原宗忠息宗能の五位藏人拝賀等のように三箇所（殿下(白河) 右大臣忠実、中宮、天皇。正月一六日条）で済んでいる事例もあるが、承徳二年の宗忠の任大弁・貫首拝賀で四箇所（院・関白・左大臣・大殿。一一月二三日条）、嘉承二年の宗能の四位昇叙拝賀で四箇所（院・関白・皇后宮・中宮。一一月一日条）、元永二年の藤原忠通の内大臣拝賀で四箇所五人（院・関白・姫君御方・皇后宮・一条殿。二月九日条）に参じているように、四箇所以上に及ぶ事例が少なくなく、嘉承元年の宗忠の権中納言拝賀では任官翌日に殿下・大北政所・前斎院・天皇・中宮御方・東宮御所・院御方・太后・一条殿の八箇所九人を一日で廻っている（一一月二八日条）。この状況が撰関期・鎌倉期にも同様

であった事は、例えば新大納言藤原師実の拝賀先が『康平記』天喜六年三月二六日条に「院・東宮・皇太后宮・一宮・北政所・右内両府・春宮大夫能信・民部卿長家」と列挙され、また本節冒頭の元仁二年の任権中納言拝賀で近衛兼経が五箇所を廻っている事から明らかである。特に藤原為家の任参議拝賀を記録した次掲『明月記』嘉祿二年四月二一日条（部分）は、かかる多数の権門への拝賀が負担であった様子をよく伝えている。

可参所々、殿下、^{大納言殿}次大相国、次前殿下、左大將殿、次北白川院、^{安嘉門院}内裏、次中宮、左府亭可向歟、可随躰、次宣陽門院、^{三位殿}次宜秋門院、次東一条院、幼主、十箇所猶以難堪歟、七条院依遠略云々、

この日為家が拝賀した所々は殿下（関白近衛家実。大納言同兼経が同居）・大相国（前太政大臣西園寺公経）・前殿下（前撰政九条道家）・左大將殿（権大納言九条教実）、^(持明院陳子)北白河院（安嘉門院と同居）・内裏（後堀河）・中宮・^(邦子内親王)宣陽門院（猶子三位殿と同居）・^(近衛長子)宜秋門院・^(九条任子)東一条院（同居の幼主は所生九条隆帝カ）の一四人、一〇箇所にも上った。近衛兼経・安嘉門院・三位殿・東一条院幼主への拝賀はそれぞれ同居する家実・北白河院・宣陽門

院・^(藤原寛子)太后・^(全子)一条殿の八箇所九人を一日で廻っている（一一月二八日条）。この状況が撰関期・鎌倉期にも同様

院・東一条院に参じたついでに行い得たにもかかわらず一〇箇所を訪問しているのであるから、為家の負担は膨大といわねばならず、その負担感を父定家は末尾に端的に記している（傍点部）。

このような中で任官者が取り得る自衛策は、最早儀式の威儀・盛大さや必要な人員・装束・調度・式次第の正確さを犠牲にしても、とにかく儀式自体は遂行したという事実を残す事を最優先する方針で臨む事であろう。

右の例では定家は為家に「今夕拝賀毎事略儀、只以早速為先」すよう教示し（同条の省略した部分）、早期完遂の最優先に加えて中宮の次に左大臣徳大寺公継亭へ拝賀に向かうべきか否かについては「可随躰」——即ち状況次第（必要があり、余力があれば）と指導している。そして便宜によりその場で拝賀を略するか否かを決めるといふ、拝賀者の都合を優先した方針の最たるものが七条院への拝賀省略である。定家は「御所が遠い七条院への拝賀は略したらしい」という伝聞（傍線部）の前にその理由を「一〇箇所を廻るのでさえ耐え難いのだろう（から仕方無い）」と記しているが、適度な人数を超えた拝賀先の増加が「遠い相手は大変なので略す」という拝賀者の負担軽減を優先した選択肢を採らせるに至っている。

中世後期における朝廷・公家社会秩序維持のコストについて

鎌倉期には摂家が五家に分立し、あるいは女院の乱立・増加が指摘され⁽⁴⁴⁾、甚だしきは後二条朝における五人の上皇（後深草・龜山・後宇多・伏見・後伏見）の併存に代表されるような最上級クラスの権門の乱立が顕著であったから、この傾向はその後も継続した可能性が高い。南北朝期以降には拝賀先が五箇所を超える事はほとんど無くなるが、鎌倉期には寛喜三年の九条高実の左大臣同教⁽⁴⁵⁾実に対する任大納言拝賀（高実は教実祖父良経の弟良平の子）、文保二年の万里小路藤房の左大臣洞院実泰⁽⁴⁶⁾に対する右少弁拝賀等の事例に見られるように、撰関・大臣等への拝賀が盛んであり、それが拝賀先の多さに一役買っていたものと思しい。

南北朝初期の貞和五年、権中納言に任官した一条実材⁽⁴⁷⁾は即日天皇に奏慶したが、「毎事不具」のため残りの「奏所々慶」するのを後日に回し、「不奏仙洞已下慶、不⁽⁴⁸⁾向新大臣第、直帰宅」した。『園太暦』同年九月一日条によれば、その際に実材の父公有が洞院公賢にその可否を尋ねており、公賢はわざわざ諮問した点を評価して「粗存先規歟」と記している。室町期には常識となる「毎事不具」を理由とする拝賀省略が既に現れ始めているが、そこには本来あるべき姿ではないという自覚が窺

われよう。「不具」 〓行粧・装束の調達や供奉人動員等が拝賀者の意のままにならず先例を踏襲出来ないという不可抗力的な制限の中、拝賀先と拝賀順は更に拝賀者の都合に左右されざるを得なくなつてゆく。康永三年、内大臣三条実忠は法皇と同時に女院（徽安門院・宣光門院）に拝賀したが、三人と同居しない広義門院には参じなかつた。⁽⁴⁷⁾ 遡つて仁治三年、藤原季実の四品昇叙後の左少将還任・昇殿拝賀について「依雨降禁裏許也、於殿上廊東之間拜舞云々、殿下依直廬御坐、即参其所、依無便宜不拜云々」と記録されるように、⁽⁴⁸⁾ 「雨天なので禁裏にしか拝賀しなかつた」「殿下はたまたま禁裏の直廬にいたので参上したが、便宜が無かつたので拝さなかつた」という如き、露骨に拝賀者の便宜を優先する拝賀省略の事例を参照すれば、右の実忠の拝賀もまた便宜の無い院宮が省略された事例と考えられる。『西宮記』（臨時五、新任官叙位人）が拝賀先として挙げる「院宮可然所々」の全てに参上する事自体が多大な負担であり（一日で廻れなければ何度も行粧を整え参仕者を何日も拘束する必要が生ずる）、「便宜」を名分としてこれを省く事が鎌倉期以来定着した廷臣の自衛策の一つであつた。

B 公事参仕の回避 公事参向・所役勤仕は拝賀既遂を

前提とする、という原則から導かれる最も消極的な方法は、公事参向・所役勤仕自体を可能な限り固辞し避けける、という発想であろう。『後法興』文正元年一〇月二九日条によれば、大嘗会のための官司行幸に供奉するよう内々沙汰があると近衛政家に連絡があつたので、本格的に人選が決定する段階で「余拝賀事難叶」（拝賀出来ないので勤仕出来ない）と伝えてくれるよう政家が広橋綱光に連絡している。また『建内記』文安元年四月二日条に「吉田祭也、左少弁成房依分配可参向、仍先申拝賀也」⁽⁴⁹⁾（成房は分配により吉田祭に参向しなければならぬのでまず拝賀した）とある事も、公事参仕が避けられなくなるまで拝賀を引き延ばす様子を伝えている可能性があろう（なお二六日条によれば、本来は関白にも拝賀すべきであつたが吉田祭参仕を急ぐために免ぜられ、代わりに後日「為礼」参上し太刀を進上している）。

C 拝賀回数の間引き

⁽⁵⁰⁾ 応安七年、満足に日常的出仕も出来なかつた三条実冬は後円融天皇即位式の太政官庁行幸に供奉せざるを得なくなり、その装束（束帯等）調達義務に直面した。実冬は拝賀時の調達義務と通用させてしまおうと目論み昇進まで出仕を引き延ばそうとしたが結局叶わず、父公忠は「窮困之家、度々拝賀非力之所及、

仍令昇進而一度ニ可出頭之由雖存之、武家之時宜難義之間、先所構供奉也」と日記に記した。⁽⁴⁹⁾ 傍点部の無力感の吐露に見える拝賀回数⁽⁴⁹⁾の多さこそ、廷臣にのしかかる根源的な負担であった。

廷臣である以上全く公事を勤めない事は現実には不可能であるから、拝賀の負担から逃れる次善の策は、複数回にわたる昇任・転任の全てについて拝賀するのではなく、その間の何回かを略す事であった。特に弁官における右から左への転任では略される事が多かったと思われる、例えば文明四年⁽⁴⁷⁾に五位侍中の拝賀を遂げた勸修寺政顕は、その直前に右少弁未拝賀のまま左少弁に転じている。⁽⁵⁰⁾ また同七年の甘露寺元長の転任時（右大弁↓左）には「少弁から中弁へ、中弁から大弁への昇進時に拝賀したから（それで十分）」として拝賀が略された。父親長がこれを誤りとして「転任の慶」を申すべしとしている事は、⁽⁵¹⁾ 転任（同官の右↓左）の拝賀は本来省略出来なかつた可能性と、にもかかわらず略してよいかのような風潮がこの頃支配的になりつつあつた事を示している。かかる風潮には一定度の根柢があつたらしく、『康富記』⁽⁴⁸⁾ 応永二九年⁽⁴⁸⁾二月一八日条によると、清原頼賢が助教兼任後（この年二月）未拝賀のまま初めて出仕した事につき、頼賢

の祖父浄居庵（良賢。法名常宗）が「代々直講拜任時には拝賀するが、助教転任時には拝賀しない」とこれを正當化するのに対し、記主中原康富は「転任時（に拝賀しないの）は勿論だが、直に助教に任ぜられた上は拝賀すべきではないか」と疑問を記している。ここではあくまでも助教が転任か「直」の拜任か（助教に任ずる直前に直講であつたか、直講を辞してから時間が経過しているか）が問題とされていて、転任時の拝賀省略自体は康富も認めているから、先の親長の説はやや原則論的であり、転任時の省略は一般的には許容されていたと推測される。この発想は近衛大将や大臣にも適用された見え、貞治六年⁽³⁷⁾には九条忠基が任右大将後未拝賀のまま左大将に転任し、⁽⁵²⁾ また下つて文明一三年七月二六日に院号定（嘉樂門院）上卿を勤めた右大臣西園寺実遠は「右府転任之後⁽⁵³⁾自前内府、不及拝賀、遂着陣従公事」と『親長』同日条に記されるように、前内大臣↓右大臣の転任時に拝賀せず着陣のみ行つて公事に従つたという。これについて親長は「此事、徳大寺前右府入道転任右府之後不及拝賀、徳大寺左府実定公例云々、以此例今度如此云々、当時□事但人々不審、自内府直転任右府左府之時不及拝賀歟、自前内府転任事不申拝賀不審云々、可勘見事也」と世人

の疑問を記している(同条)。今回は徳大寺公有がその祖実定の例に倣つて拝賀せず着陣した例を更に実遠が踏まえたものらしいが、内大臣から「直に」右左大臣に転じて拝賀しないのもかく、前内大臣から(辞任後時を経て)改めて大臣となったのに拝賀しないのは不審である、というのが世人と親長の疑問であつた。ここでも現任大臣か前官者か(「直に」転任したか否か)が問題とされたが、現任大臣転任時の省略はさほど問題視されていない点、また親長程の原則論者さえ直ちに結論・本儀を示し得ないようなグレイゾーンが存した点が確認されよう。この曖昧性は転任拝賀省略を貫きたい人々にその正当性を付与した事であろう。

D 複数の拝賀の「通用」 拝賀回数を削減するいま一つの一般的な手法に、へ一つの昇進につき一度の拝賀が必要という原則を枉げて複数の昇進の拝賀を「通用」させ、一度の拝賀で兼ねてしまう方法があつた。本節A項でも触れた『荒涼記』仁治三年三月一五日条の藤原季実の拝賀について「入夜少将季実申拝賀、四品還任・昇殿通用也」とある事例は、四品昇叙後の左少将還任(『平戸記』同月七日条参照)と昇殿のそれぞれに必要な拝賀を「通用」させて一度で済ませる手法が、鎌倉前期から

既に行われていた事実を伝えている。

この手法が室町初期頃から高官にもなし崩し的に適用されていったらしい事は、『実冬』応永二年三月二四日条に「内府又大将・大臣共一度得慶、未曾有事也、拝賀通用浦山敷事等也」とあつて、洞院公定が内大臣と左大将の拝賀を一度に通用させて「未曾有」と評されている事から知られよう。これが困窮者の便法であつた事は先に見た洞院家の窮状から直ちに想起され、またここで実冬が「浦山敷」と述べている事からも、同じ困窮に喘ぐ公家社会の人々にこの方法がたやすく受け入れられ慣習化する必然性が見て取られよう。やや下つた『師郷記』嘉吉三年六月一九日条に「尹大納言(四四三)被申拝賀、去三月除日任大納言、去十五日兼彈正尹、宣旨昨日到来之間、今日所成遣也、両条相兼 奏慶之由、後日所被相語也、扈從人無之云々」とあり、この日の中山定親の拝賀は去る三月の任権大納言と四日前の彈正尹兼任の「両条」を兼ねたものと彼自身が語っている。扈從無人という末尾の記載をも踏まえれば、これも定親の財力的制約によるものと理解出来よう。これが四年後の文安四年一二月一五日の一条兼良任関白拝賀になると、『建内記』同日条に「今夜関白拝賀也太政大臣慶未被奏之、被相兼歟」とあるように、前年の任太政

大臣の拝賀が未遂であった事から「今度の関白拝賀でそれを兼ねたのであろうか」と勝手に推測されるような状況に至っている。

かかる手法が当然に行われるようになる、廷臣側が任官のタイミングを出来るだけ少ない拝賀で済むように天皇に要望する傾向が現れだす。文明四年二月、前年停止された六月会の執行にあたり参向の弁が闕如したため、急遽甘露寺元長を弁官に補する話が起ったが、父親長は「若被任弁官者、拝賀大儀為同事、可被補侍中之由」を申請して勅許されている。「拝賀大儀」なのでどうせ（拝賀しなければならぬ）ならついでに蔵人にもして欲しい（二度必要な拝賀が一度で済む）というのである。この派生型として文明一二年には、拝賀の準備が整った機会を逃さず同日に昇進前と昇進後の二つの官の拝賀を遂げてしまう手法を今出川公興が試みた。『長興』同年三月二十九日条に「今出川中納言公興今夜任納言後拝賀、有大納言、又即今夜被奏、一夜両度例如何、卿着陣、無申文、転任権を果した公興は転任以前にまず権中納言の拝賀・着陣を行い、転任してから同夜中に権大納言の拝賀を行ったのである。但し「一夜両度例如何」と大宮長興が記すようにこの手法にはさすがに疑問が持たれたらしく、中御

門宣胤は『宣胤』同日条に「公興卿納言拝賀数年延引、今夜奏慶、任重相、則今夜又奏慶、同夜両官拝賀太不可然也、且又入眼以前申拝賀事尤不審、昇進事不見聞書者不可知歟」と不審を顕わにしている。「一夜中の昇進前・昇進後の二官の拝賀も不審だし、除目入眼以前に権大納言拝賀を行っているが、聞書を見る以前はその昇進自体を知り得ない筈だからいよいよ不審である」とある事からは、拝賀が厳密には制度的任官手続きの一部ではなかった事が確認されるが、現実には所望・勅答の過程で昇任勅許の有無を事前に知り得るとはいえ、公興は拝賀義務を果たそうとする余り任官儀礼自体の完全な形骸化を前提とする拝賀を行ってしまい非難を買ったのである（管見の限り他に類例は見出されない）。

E 人員・装束の共有 回数削減には限度があるため、更に負担軽減を追究する必要に迫られた場合、設備・装束・人員を共有するというアプローチが取られた。特に閑院流藤原氏には、拝賀のたびに各家から前駈の諸大夫を融通し合う慣行が根強く見られる。『康富記』嘉吉三年四月二六日条によれば、右大将拝賀を遂げた洞院実熙の「前駈諸大夫」四人のうち前伊予守三善量衡には「自西園寺前内大臣殿被召進之」、新大夫藤原懷兼には「自

徳大寺中納言殿被召進之」との注記があり、西園寺公名の日記『公名公記』同日条にこれと照応する記事が「今日右大将実熙申拝賀、前駟被給者可為尊恩之由先度於事示給了、凡如此事自他不可被織芥之間令領状了、仍被遣伊予守量衡者也」と見える。「前駟を提供してくれたら嬉しい」と事前に懇望されており、こういった事は互いに吝嗇する事ではないので諒承し伊予守量衡を遣わした、というのである。両史料の対照により、前掲『康富記』で同じ記載を持つ懷兼も一門の徳大寺公有から供出された事が知られよう。同様に応永二三年三月二六日の西園寺実永右大将拝賀について『看聞』同日条に「自菊弟前駟一人藤遣之」「地下前駟(中略)懷俊徳大寺遺之、久衡家司、藤衡今出川遺之」と徳大寺・今出川両家からの前駟提供が記され、あるいは宝徳二年八月一七日の三条実量内大臣拝賀の前駟について『康富記』同日条に「地下前駟源行職朝臣、前大膳大夫也、自大炊御門殿被進之、藤経之朝臣、前遠江守、自洞院源友長朝臣、修理権大夫、内府家僕也、善有統朝臣、右京権大夫、内府家僕也、善政統、治部内府僕也、藤清元朝臣、前宮内大輔、自三有統子也、藤原清春、将監、自三以上諸大夫六人也」と見え、彼らが実量自身の「家僕」と大炊御門・洞院・三条西から供出された人々（彼らの家僕）で混成されていた事が知られ、（大炊御門信

宗は父系の一門ではないが）概ね閑院流内部で相互に前駟融通が行われていた事が知られる（洞院実熙もここまでは提供する側に回っている）。かかる一門内の慣行について、南北朝期の正親町三条実継は三条公忠への前駟提供所望に際して以下のように述べている。⁵⁴

前駟真闕如之子細候、直衡之外若被召仕之輩候哉、

祖父入道正和拝賀五年、任之時者被召渡候き、今者

まして丞相まねかたにても候へは、一人召給之条可

為眉目候、出立等事難治候歟、其段少々可相訪候、

且証文等入見参候、尤可叶蹤跡候哉、若前駟猶不叶

候者、簡人数令不足候、少々給交名可書載候、洞

院・徳大寺家僕等者、皆相交候き、況一家中嫡庶共

以兼帯、諸家傍例候哉、

自身の内大臣拝賀に際して前駟が足りない事、祖父実躬の拝賀時に前駟提供を受けた例がある（必要ならその証文に記録も提出する）事、よって今回も三家家より一人提供されたい事、またその前駟の者の「出立」が困難ならば少々「相訪」う（助成する）用意がある事等を語っており、更に「前駟提供が困難ならば、家僕の交名だけでも下されば不足している『簡人数』に加えたい」と述べている。これは拝賀の参仕者たるべき奉公人に三条家

家人の名前だけでも貸して欲しい、という事と解されるが、単なる前駈提供ではなく奉公人としての参仕である点にやや問題があったようで、続けて実継は「(一門だ

が分家して久しい) 洞院や徳大寺でも(そういう場で)相互の家僕らが皆入り交じっているので、まして同じ三条家の嫡家・庶家として近い関係にある当家と貴家では家僕が『兼帯』(兼参)する事になるのは問題無い筈」と弁明している。閑院流内での家僕の共有については、

例えば応安七年の三条実冬二位昇叙拜賀で「奉行家司」を勤めた三善直衡は「菊亭兼参者」であつたと『後愚昧記』同年十二月二十七日条に見え、あるいは『看聞』応永

二三年一二月一六日条に西園寺の侍良政入道について「菊弟兼参奉公」と見える等の事例があり、したがって右の記事より、閑院流の前駈融通慣行が平時からの奉公人(家僕(諸大夫・侍等)の共有を前提としていた可能性も想定される。前述した応安三年の三善輔衡ら三条家

家僕の所役ボイコット・罪科事件に関連して、『後愚昧記』附帯文書には以下の「条々」が見える(部分)。

一、正和年中故三条大納言入道実躬卿垂相拜賀之時、
当家諸大夫康経朝臣^{干時}・清宣召渡之了、其後々
^(洞院実泰)
山本左府拜賀之時、彼両輩自当家依召渡同勲前駈

中世後期における朝廷・公家社会秩序維持のコストについて

役了、然而洞院家人等不及異儀者也、

(中略)

(室町。後の季頭)

一、故経景朝臣^六公全朝^(正親町三条実継)貞和年中前内府大納言拜賀之

時勲前駈役、其後故洞院前内府拜賀之時列前駈、
^(実夏)

然而其後本所并徳大寺家人等不及子細矣、

右はいずれも甲の家に奉公する者が乙の家で所役を勤めた事例であり、これを乙の家に専属する家僕が拒否する根拠は無い、という事を主張するもので(先の書状で実継が主張する正和年間の実躬拜賀の事例も見える)、鎌倉期より拜賀時に供奉・所役勤仕のため家僕を提供し合っていた事が確認されよう。

かかる手法は閑院一門に限らず、鷹司政平の任関白太政大臣拜賀に関する『親長』文明一七年三月二三日条の記事で、扈従の時頭朝臣に「自近衛前関白被召進敷」、治光朝臣に「同」、忠顕朝臣に「自一条家門被召進敷」と注記されているように五摂家の間でも行われていた。

また中山定親の権中納言拜賀について『建内記』嘉吉元年一二月一二日条に「前駈兩人、^{此内一人花山助成云々}」とあるように花山院・中山流でも行われたし、勘解由小路高清の権大納言拜賀について『建内記』文安四年一二月三日条に「自近衛以南東洞院以西宿所出立、前駈事依一門之好

兼約、入夜備後守忠敦(割注略)「召遣了」とあるように

勸修寺流でも行われた事が知られる。特に定親の事例ではかかる前駟相互提供が一門内の「助成」^(一) 扶助であった事を明記しており、高濂の事例では「一門のよしみ」であったと明記される点が注目される。更に前述の宝徳二年の三条実量任内府拝賀の事例で(少なくとも父系では)一門外の大炊御門信宗が前駟を提供していたように、かかる相互扶助は次第に一門内に限らなくなっていくらしい(『尊卑分脈』によれば、実量の実子信量が信宗の猶子として家を継いでいる縁がある)。文明一八年九月二八日の花山院政長の任内大臣拝賀について『後法興』同年一〇月一日条が記すところによれば、この時は「地下前駟四人清華中合力」^(二) して調達したとされており、最早心仁の乱後ともなると「清華中」が運命共同体として合力し拝賀を遂行させている様子が窺われるのである。なお大永二年正月六日、四条隆永・山科言綱がそれぞれ権中納言・参議拝賀を遂げた事について『元長』同日条が「従中御門亭出門、僮僕等有通用之者云々」と記す事から、戦国期に入ると一人の拝賀に周囲が人員を提供する余裕も失われたか、二人が示し合わせて同日に拝賀を行い、その場で僮僕(供奉人)を共用する事が行われる

ようになっていた。⁽⁵⁶⁾

如上の人員(行粧)共有が室町初期から見られた一方、戦国期になると拝賀者の装束までが、しかもその場で着替えて共有されるに至る。『元長』永正二年正月二六日条によれば、この日帯剣聴許の拝賀を遂げた久我通言は同日帯剣拝賀した徳大寺公胤と「前駟通用」した上、公胤の退出後に彼の装束をもつて「補沙汰」すると兼日から噂されていた。これは前駟も装束も、拝賀に必要な威儀を丸ごと他人から拝借する方法の案出である。また『実隆』大永四年七月二二日条は同じ通言が内大臣拝賀を遂げた事について「殿上前駟無一人、希有事歟」と記すのに続けて、同日の西園寺実宣の権大納言拝賀について「及暁更西園寺拝賀、久我装束悉着用、僮僕又悉借用彼衆云々」と記しており、より明瞭に装束も前駟も悉く実宣が通言から借用した事が見えている。装束も前駟も用意出来ず、誰かが同レベルの拝賀を行う時に合わせて全てそのお下がり^(三)を拝借する形で便乗してでも、何とか拝賀を行おうとする努力が払われたのである。これに類似して、他の儀礼への出仕時に調達せざるを得ない束帯以下の装束を転用する方式が早くより行われていた。節会・除目等に廷臣の義務として参仕せざるを

得なくなつた場合、その朝儀当日の、朝儀以前に拝賀をも遂げてしまうのである。これは拝賀自体を省略するわけではなく、また基本的に自弁可能な範囲で行うため恥辱とならない事から、恐らく中世において最も多く、かつ一般的に行われた負担軽減方法である。史料上に「元日節会、内弁内大臣源具親公右大将先拝賀着陣也、本陣儀無之」等と現れる(57) 拝賀がこれに該当するが、「本陣の儀は無かつた」というのは、本来拝賀後に帰宅した拝賀者の家で行われる本所の儀が行われなかつた事を示すと思われ（近衛大将の拝賀なので「本陣」とされるのであるう）、「朝儀出仕のため略さざるを得なかつた」という略儀を正当化する理由が用意されていた事を示唆している。また未拝賀時の所役勤仕不能原則に伴うへ所役勤仕のための拝賀も同類型であり、『兼宣公記』(一三八) 嘉慶二年六月一二日条に「復辟事可為明日之处、猶被忿之間今日被行之、此事依奉行、余今日所奏弁官之慶也、依無日数車不及新調、仍柳原新宰相車所借請也」とある記事は、広橋兼宣の拝賀が摂政二条良基の復辟を「奉行」するための拝賀であつた事、それが復辟という行事の当日に行われている事、更に兼宣もまた車を調達不能であり借用で済ませていた事が明らかである。かかる公事当日の拝賀は

室町期には完全に定着しているが、右の原則によりその日の公事は拝賀完了後まで始められないため、公事開始の遅延を結果する構造となつた。応永二九年の踏歌節会は関白が遅参したため翌日の天明に及び、しかも権大納言久我清通・同徳大寺実盛の拝賀があつたため「弥遅引」したといふ。(58) しかし一個人の拝賀の遅延が全体的な朝儀の遅延をもたらす（つまり全体に迷惑をかける）構造が結果的に容認・定着された事は、逆に拝賀がそれに目を瞑つてでも行われるべき重要な行事であつた事を示してもいよう。

F 人員・装束の削減・省略 前述の相互協力をもつても人員・装束が確保出来ない場合、廷臣は格式を落としてでも規模を縮小し、何とか「拝賀を遂げた」という既成事実を残そうとした。応永六年九月一五日、義満の機嫌を損ねた二条師嗣の失脚に伴つて(59) 関白に任せられた一条経嗣は「今度はひたすらにた、早参を本とし」て、扈從公卿・殿上人を一人も従えないという前例の無い拝賀を急遽行つた。(60) 前年に師嗣還補のため義満に関白辞任を勧告された経嗣が「進退任時宜」と返答しているように(61) この頃には摂関任免も義満の意思で行われていた事、また同時期の記録に前関白師嗣の拝賀の記録が見られず、

『迎陽記』同六年四月一七日程に師嗣について「大将御拝賀以下御計遅引」という記述が見られる事から（師嗣は義満の叱責を恐れて同日出家）、師嗣は拝賀以前に義満の意を損じて罷免されてしまったと考えられ、経嗣はその轍を踏まないために行粧・威儀を犠牲にしても拝賀を遂げた事実だけは急いで作ってしまおうと考えたのであろう。

撰家では永和二年元日の関白九条忠基の拝賀が『後深』同日条に「不召具一員・殿上前駈」と記される如く、満足に衛府官人・前駈を完備した拝賀を行えなくなっている様子が南北朝末期には既に窺われるが、右に見た一条経嗣の事例辺りを境として、応永期以降にはその状況が不可逆的に定着していったようである。また二条家でも、応永二六年三月八日の県召除目当日に執筆二条持基が左大将拝賀を行った時（東帯着用での公事出仕の機会を捉えて同時に拝賀してしまふ実例でもある）には、『看聞』同日条によれば殿上前駈は僅か一人、「公卿一人も不扈従」「行粧微々也」といった有様で、また永享四年一〇月二九日の撰政拝賀でも同記同日条に「去夜関白拝賀云々、扈従公卿一人、殿上前駈五人云々」と見え、規模・格式の略式化が全く定着してしまっている。清華

においても内大臣久我豊通の拝賀について『後法興』明^(四九九)応八年五月一日条に「無雲客躰云々」と見える事例等より、扈従の殿上人がいらない状態の定着が確認される。

このパターンについて、戦国期の名家の事例も見ておこう。『宣胤』永正四年一月八日程によると、宣胤を訪れた頭右中弁勸修寺尚頭が、大弁転任の勅約が下ったものの当官の拝賀については「不可及行粧、只小雑色一本許事也」という予定を語ったとある。また同記同年一二月二八日程には左少弁に転任した甘露寺伊長の拝賀もまた「堅固略儀」であり僮僕（従者）は「只小雑色二本」のみであったが、「近代此分敷」という伊長の確認に対して宣胤は「無子細之由返答」している。この拝賀については翌日程にも「劔不所持之由申之、可如何」という伊長と質問と、「堅固略儀之上者、不帯劔之条有何事哉」という宣胤の返答を載せており、名家でも全く略儀を強いられ必要な帯劔等も叶わないままとにかく拝賀を済ませるだけ済ませる、という「近代」の状況が知られる。

但し、義政の義兄として権勢を誇り「室町殿御世務之儀、為御代官被成敗、権威無類、和漢重宝如山岳被集置⁽⁶³⁾」といわれた勝光を出した將軍家外戚の日野裏松家の

みは別であったようである。文明一八年の頭左中弁日野政資の拝賀は「乗車」で行われたと『実隆』同年九月三

○日条に見えるが、本稿で確認した車調達の困難性を踏まえれば、乗車か否か——車を調達出来たか否かは羽振りの良さを示すバロメーターといつてよい。撰家・清華さえ徒歩での拝賀を強いられた当時、政資の乗車拝賀は、日野家が別格の権勢・財力を誇った事の徴証と見なし得る（特に拝賀とコストの問題から、叔母富子の著名な蓄財がここで効力を発揮した可能性は十分に考えられよう）。また大永四年の日野内光の権中納言拝賀には頭弁柳原資定・権弁広橋兼秀・内蔵頭山科言継以下の殿上人が扈従し、同記同年七月一六日条に「扈従殿上人歴々未曾有歟」と記された。これも同時期の清華久我・西園寺が一人の殿上人も扈従させられない中（前掲『実隆』大永四年七月一二日条）、名家の日野が多数の殿上人を引き連れて拝賀した事は日野家の権勢を物語るが、そもそも「諸大夫」出自と見なされ「君達」^(公)に数えられなかった名家日野家が（地下前駆のみならず）殿上人を扈従させた事自体が今を時めく権勢の徴証であった。拝賀の行粧・扈従者に注目する事により、撰家・清華は勿論、他の名家とさえ隔絶した日野裏松家の圧倒的な権勢（権力

と財力、また財産を引っ張ってくる力）が浮き彫りとなるのである。

G 任官・昇叙を所望せず 拝賀回避の努力は、究極的には拝賀義務を発生させる根源的要因である任官・昇叙の忌避という形を取り得る。但し廷臣の生命に等しい任官・昇進を全く断つ事は、廷臣であり続ける事と全く矛盾するから、実際には昇進を避けるというよりへ積極的に昇進を所望する事をやめるという形が穏当と判断されていた。『建内記』嘉吉三年三月一六日条は、息成房の昇進機会を必ずしも歓迎しない万里小路時房の心情を次のように記す。

蘭台 新任事、成房雖当理運、近日如拝賀難事行、望申勅許之時、延引不可然、太有其恐、仍不念申者也、如今之御沙汰者、雖望申、就次第転任不審歟、不出微言之条一義歟、任天運耳、修身嗜学者、定可有冥加者也

成房の右少弁新任は確かに理運であるものの、近日では拝賀等を実現出来る見込みが無く、自ら勅許を望んで拝賀が遅れるのは非常に畏れ多いので今回は急いで所望しない、といい、更に今の人事のあり方では右少弁拝任後左大弁までの順調な転任も怪しく思われるし、天運に任

せて身を修め学問を嗜む努力を続けられればいずれその榮譽に浴すだろう、という。ここにはへ自ら所望した場合の拝賀延引は不可。但し望まざる任官ならば仕方無い、という拝賀の根幹に関わる発想が頭を擡げているが、任官が必ず拝賀を伴う事が公家社会数百年来の周知の慣行であつた以上、「任官を所望する」という事は、拝賀も挙行出来ると宣言するに等しい」という時房の認識は間違っていないであろう。拝賀は現実問題として困難だが、それでも後半部によれば時房は昇進そのものを放棄してはおらず、そのジレンマ解消のため「拝賀が出来ないので自分では望まなかつたのに、上から一方的に任命された」という形を取る事で未拝賀を責められる事態を回避しようとしているのである。

これが甘露寺親長になると更に極端で、天皇から打診された昇任さえも固辞して受けようとしなかつた。文明三年に権大納言昇進を勸修寺教秀に超越された時、親長はそれを悔やまない理由を以下のように述べている(『親長』同年四月二六日条)。

予辞退所存、当時乱中歩行往反見苦之体也、高官無益也、其上乱中拝賀之儀不叶、公事又不被行、可随何役哉、無詮事也、仍度々被越下臈了、更非所痛、

子孫有冥加、^(者カ)定昇進不可有相違候歟、
 ここでもやはり「乱中拝賀之儀不叶」る事が理由の一つに挙げられている。拝賀も出来ず、応仁の乱という長期的な非常事態の中で従事すべき朝儀公事も行われない朝廷では昇進しても無意味だ、とする昇進意欲の低下は更に加速され、間違い無く時房の次世代まで受け継がれていた(冥加があればいずれ昇進は向こうからもたらされる、という発想も全く共通)。乱がもたらした混乱・困窮とそれに伴う拝賀不能・朝儀停止は、厭世的発想・隱遁志向とは無縁の拝趨意欲に満ちた者にさえ「高官無益」といわせるまでに至つたのである。

おわりに

中世朝廷は、恒例・臨時の(朝廷・天皇を主催者とする)朝儀・祭礼の他にも、自らの秩序や存在理由を維持・再生産するための手段として(廷臣・官人が主体となる)拝賀等の日常的儀礼を必要としていたと考えられる。但しそれらの行事はいずれも「儀礼」以外の何物でもなく、したがって威厳・莊嚴さの顕示に目的の重点が置かれるため、その行為自体が現実的に有する意味に比して過大な資金が投じられ消費されてゆく性質のもので

あった。いわば朝廷はただ存続するだけで大量の資金・物資を日々消費し続ける浪費型の権力体であったと評価されるのだが、問題は他方で朝廷が即物的な生産性を何ら有さなかった点にある。いうまでも無く、中近世まで行われた上記の各種儀礼の多くの部分は古代以来の儀礼体系を継承したものであった。平安後期に既に朝廷は政府として諸国の行政を直接担う機能と意思を喪失し、極論すれば在地の生産物を吸い上げ消費するだけの権力体となっていたが、それでも鎌倉期までは朝廷・廷臣への莫大な資金・物資の運上形態が大枠では保たれ、浪費型構造を自ら調達可能な資金・物資によって支える事が可能であった。

ところが南北朝内乱期に入って以降、自律的に収入を確保出来る財源は劇的に、かつ不可逆的に減少する⁽⁶⁵⁾。本郷恵子氏によれば、鎌倉期の一般的廷臣が即座に用意出来る金額は二〇〇〜三〇〇貫文、一度に直ちに動かせるのは一〇〇貫文単位（実務官人クラスでは一〇貫文単位）で多くて五〇〇貫程度まで、年収はおよそその一〇倍程度と見られるという⁽⁶⁶⁾。本稿で取り上げた史料に見える具体的金額やその獲得努力と較べる時、一五〇貫文を入手するのに家を売らなければならなかった洞院家はもとよ

り、南北朝・室町期の廷臣の経済規模が内乱によってかに打撃を受けていたかが知られよう。それにもかかわらず朝廷は旧来の秩序・儀礼体系を継受・維持する路線を放棄せず、朝廷の高コスト体質は保たれ続けた。また他方では、鎌倉期までに朝廷の各種行事・儀礼における基本的な財源確保は、へ経費・利得込みの収益源を恒常的に、あるいは機会あるごとに廷臣・官人に支給して、各自にその中から経費を負担させる「構造」——所謂官司請負制に立脚して行われる形に定着していた。そのため、内乱によって朝廷・公家社会が収支の適正なバランスを失った皺寄せは、朝儀や拝賀等の日常的儀礼の経費負担義務を負う廷臣・官人に、経済的な過負荷として現れる事になったと考えられる。

なお本稿で、公事出仕の際の装束調達義務にあわせて拝賀を遂げた事例が見られたように、拝賀の装束は恒例・臨時の朝儀出仕時の装束とほぼ共通するものであった（当該期、公事出仕時に同時に拝賀を遂げる事例が大部分を占めたのは、この事によるコスト削減努力の反映である）。したがって、本稿で述べた拝賀コストの問題は、そのまま当該朝廷における通常の出仕時のコストの問題としても捉え直す事が可能であろう。即ち当該期

廷臣は通常の公事参仕においても行粧・装束・人員動員等の経済的過負荷の下にあり、それが記録上に顕著な参仕回避傾向の大きな理由となっていた事が同時に推定されるのである。

拝賀等の儀礼遂行は朝廷・廷臣の存在理由そのものといつても過言ではないから、儀礼自体が廃絶する事は無かつたものの、いかにコストを削減するかという工夫・努力を個々の廷臣に迫る事となった。ところが応仁・文明の大乱によつて公家社会の経済事情が二度目の大打撃を蒙つた結果、高い格式の家・人々の中に、格式に伴う即物的・可視的な威儀を維持・顕示する能力を全く失う者が続出した。かかる中で、彼らの負担軽減策はもはや略儀化だけではどうしようも無くなり、特に多大な負担を生涯で何度も求められる拝賀の挙行は数年間も放置せざるを得なくなり、またそもそも拝賀義務をもたらす直接の要因である任官昇叙自体を忌避する発想に至る。しかもかかる状況は、律儀に拝賀を遂げた者に負担が集中し、また甚だしい場合は、未拝賀では辞官出来ないというルール上、既拝賀の彼らが官を召し上げられて損をするという本末転倒の事態をもたらした。朝廷秩序を支える大前提としての廷臣の拝趨（奉公）意欲と昇進意欲が

二つながら、そして恐らく史上初めて相対化され失われかかつた事、そしてその背景にある上述の朝廷の存在形態が、社会変動の中で朝廷の秩序・存在意義そのものを危うくしてしまつた事が、拝賀儀礼のコスト構造の分析から浮き彫りにされると結論されるのである。

註

- (1) 以上、拙稿 a「昇進拝賀考」〔『古代文化』五八一三、二〇〇七掲載予定〕。
- (2) 『後法興』文明十一年三月一七日・二七日期。
- (3) 『親長』長享二年八月二二日期。
- (4) これが日常的に朝廷儀礼体系の中で生活した者でなければ恐らく知り得ない知識と見られる点より、京下り官人の筆記に係る文章である蓋然性が高い。
- (5) この原則は、『長興宿禰記』文明十一年一〇月二四日期に、改曆上卿を権中納言中御門宣胤が勤めた事について「三公各未拝賀、大納言当時各故障之間、彼卿為上卿」と見え、あるいは『建内記』嘉吉元年一二月一五日期に、等持寺法華八講の行事弁が烏丸資任から中御門明豊に変更された理由が「補貫首未拝賀故」と見える事等から確認される。『勘仲記』正応二年正月一四日期に「今日念可申拝賀、可奉行事多之由被仰下之間、申領状了」、〔院司右大弁雅藤朝臣奉行、昨転右大弁之後、今日と、同五年九月四日期所収伏見天皇綸旨に「准大臣礼、念被申拝

賀可令出仕給之由、天氣所候也」と見えるのはこれと符合する。なお拝賀と公事勤仕の制度的関係については別稿を留意している。

- (6) 前掲注(1) 拙稿a。
- (7) 『後慈眼院殿御記』所引『俊通朝臣記』明応九年一月二五日条(『図書寮叢刊 九条家歴世記録』二所収、一七九頁以下)。
- (8) 『後法興』同月二八日条も「(再カ) 關白并任後未拝賀也、当日不及拝賀参上」と特記。
- (9) 『親長』長享元年八月五日条。
- (10) 『後法興』『親長』長享二年八月二三日条・『公卿補任』同年条等。
- (11) 『宣胤』永正三年二月五日条。
- (12) 『親長』文明一四年三月六日条。
- (13) 『建内記』永享元年七月二八日条。
- (14) 『親長』文明一三年九月七日条。
- (15) 『実隆』大永八年四月二四日条。
- (16) 『後愚昧記』永和四年二月記末尾所収の三月六日付書状。
- (17) 『康富記』嘉吉三年四月一二日条。
- (18) 拙稿b「洞院家門「割分」と正親町家の成立」(『年報三田中世史研究』一〇、二〇〇三)を参照。
- (19) 『後愚昧記』同年正月七日条。
- (20) 『群書類従』武家部所収。
- (21) 『後深』康暦二年正月二五日条。
- (22) 『建内記』嘉吉二年四月三〇日条。

中世後期における朝廷・公家社会秩序維持のコストについて

(23) 高橋典幸「將軍の任右大将と『吾妻鏡』」(『年報三田中世史研究』一二、二〇〇五)三八頁。

(24) 『後愚昧記』永和三年正月七日条所収道嗣書状。

(25) 『看聞』永享四年一月一日条。

(26) なお『さかゆく花』(『群書類従』帝王部所収)に「(永徳元) いとくぐわん年三月十一日、(行)ぎやうかうあり、(中略)そのかうさうまことに花の色かにまさりて(中略)右衛門府章頼しもべをめしぐす、かうさうしん(神妙)べうなり」と見えるように、「行粧」の訓は「かうさう」である。

(27) 『後法興』明応三年五月二〇日条。

(28) 『満濟准后日記』永享四年十一月二日条。

(29) 『普広院殿御元服記』(『群書類従』武家部所収)永享二年七月二五日条に「下臈御隨身号近衛」とあるように、番長とセツトで現れる「近衛」は下臈の隨身の意である。『普広院殿左大臣御拝賀記』(同前)には「近衛」として「一座秦兼任」から「六座秦久倫」までを列挙し、『康富記』嘉吉三年四月二六日条には「御隨身／近衛秦武繼／二座秦久任／三座同兼茂／四座同久能／五座同久倫」と列挙する(後者は「近衛」の後に「一座」を書き落としたか)。

(30) 「伝借」の語義については桜井英治『破産者たちの中世』(日本史リブレット27、山川出版社、二〇〇五)八三頁以下を参照。

(31) 『親長』文明一八年七月一九日条。

(32) 『康富記』嘉吉三年四月二六日条。

(33) 本郷恵子「公家政権の経済的変質」(『中世公家政権の

- 研究」、東京大学出版会、一九九八)二六五頁以下。
- (34) 前掲注(33) 本郷氏論考二五一頁以下。
- (35) 遠藤基郎「中世における扶助的贈与と収取」(『歴史学研究』六三六、一九九二)、本郷恵子「公事用途の調達」(前掲注(33) 著書) 等。
- (36) 以下、『後愚昧記』^(三七〇) 応安三年七月六日・七日条、「応安三年禁中御八講諸大夫異儀文書」所収「応安三年七月日治部権少輔輔衡請文」(第三卷、二七二頁)による。
- (37) 西園寺家奉公の三善姓諸大夫が他家に仕えないという故実の存在は、『看聞日記』^(四二二) 応永二年五月一〇日条に「凡善家諸大夫西園寺家二令奉公、更不仕他家、而花山院奉公強非本意歟」とある事からも知られる。
- (38) 二木謙一「足利將軍の出行と乗物」(『武家儀礼格式の研究』、吉川弘文館、二〇〇三、初出一九九一)、拙稿c「中世里内裏の空間構造と「陣」」(『日本歴史』六八六、二〇〇五)、同d「中世公家社会における路頭礼秩序について」(『史学雑誌』一一四編七号、二〇〇五)等を参照。
- (39) 『後愚昧記』康暦元年四月二八日条。
- (40) 佐藤進一「日本の中世国家」(岩波書店、二〇〇一、初出一九八三)一七八頁以下。
- (41) 『岡屋関白記』各日条。
- (42) 前掲注(35) 遠藤氏論文。
- (43) 『群書類従』雑部所収。
- (44) 橋本義彦「女院の意義と沿革」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢 下』、吉川弘文館、一九七八)、工藤浩台「鎌倉期女院乱立の一前提」(『年報三田中世史研究』一一、二〇〇四)等。
- (45) 『洞院教実公記』同年五月一九日条(『図書寮叢刊 九 条家歴世記録』一所収)。
- (46) 『公敏卿記』同年一〇月八日条(東京大学史料編纂所蔵謄写本、請求記号二〇七三二一〇一四二)。
- (47) 『園太曆』^(三四四) 康永三年三月二二日条。
- (48) 『荒涼記』三月一五日条(『大日本史料』へ以下『大史』^(三六七) 五一一四、二二七頁所載)。
- (49) 『後愚昧記』^(三六七) 応安七年二月二七日条。
- (50) 『親長』文明四年九月五日条。
- (51) 『親長』文明七年正月二八日条。
- (52) 『後愚昧記』^(三六七) 貞治六年五月二九日条。
- (53) 本文は国立国会図書館所蔵自筆本のマイクロフィルム(同館架蔵。架番号YD古一四二)に拠る。『史料大成』本は「量衡」を「重衡」と、「前内大臣殿」を「前大臣殿」と誤る。
- (54) 『後愚昧記』「応安二年同三年内大臣拜賀文書」所収応安二年二月二六日実継書状(『大日本古記録』本第三卷、二二二頁以下所載)。
- (55) 『後愚昧記』「応安三年禁中御八講諸大夫異儀文書」所収(『大日本古記録』本第三卷、二七〇頁以下所載)。
- (56) 僮僕の語義については前掲注(38) 拙稿d注(31)を参照。
- (57) 『師守記』^(三四〇) 暦応三年元日条。
- (58) 『看聞』同年正月一七日条。
- (59) 『迎陽記』^(三四〇) 応永六年四月一〇日・一七日・二二日条

『大史』七一三、九一五頁以下所載。

(60) 『相国寺塔供養記』(『大史』七一四、五一頁所載)。

(61) 『迎陽記』応永五年三月三日条(『大史』七一三、二二〇頁所載)。

(62) 『大史』七一三、九一五頁所載。

(63) 『長興』文明八年六月一五日条。

(64) 『愚管抄』附録に「家々ヲ尋ヌベキニ、マヅハ撰藤臣ノ身々、次ニハソノ庶子ドモノ末孫、源氏ノ家々、次々ノ諸大夫ドモノ侍ル中ニハ(中略)諸大夫ニハ顯季ガ末ハ隆季・重家、勸修寺ニハ朝方・経房、日野ニハ資長・兼光父子」云々と、また「其外家々ニ一人モトルベキ人ナシ、諸大夫家ニモツヤツヤト人モナキ也、職事弁官ノ官ノ名バカリハ昔ナレド、任人ハナキガゴトシ」と見え、鎌倉初期段階の攝家出身の慈円の認識では、後に名家と称される家々が、藤原顯季の六条藤家等と同類の「諸大夫家」と見なされていた事が知られる。また諸大夫が「君達」という集団と排他的關係にあつた事は、「不論君達諸大夫」という二項対立的な表現が院政期に散見する(『中右記』長治二年二月二三日条、『台記』保延二年一月一日条等)点に明らかである。

(65) 内乱期、朝廷が幕府の資金調達力に全面的に依存せざるを得なくなつてゆく経緯とその意義は、松永和浩「室町期における公事用途調達方式の成立過程」(『日本史研究』五二七、二〇〇六)等を参照。

(66) 本郷恵子「公家社会構成員の家計の規模について」(前掲注(33)本郷氏著書)三〇〇〜三〇三頁。

付記 本稿は科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による

研究成果の一部である。